明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（配当等の実施に関する経過措置）

第百六十一条　第三号施行日から施行日の前日までの間における改正後民事再生法第百五十三条第三項の規定の適用については、同項中「民事執行法」とあるのは「民事執行法（昭和五十四年法律第四号）」と、「から第八十六条まで」とあるのは「、第八十六条」とする。

2　改正後民事再生法第百五十三条第一項から第三項まで及び第四項（民事執行法第八十六条を準用する部分を除く。）の規定は、改正後再生事件における配当並びに弁済金及び剰余金の交付について適用し、改正前再生事件における配当並びに弁済金及び剰余金の交付については、なお従前の例による。

（再生債務者の株式の取得等を定める条項に関する許可に関する経過措置）

第百六十二条　改正後民事再生法第百六十六条第三項及び第四項（これらの規定を改正後民事再生法第百六十六条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、改正後再生事件における改正後民事再生法第百六十六条第一項の許可について適用し、改正前再生事件における改正前民事再生法第百六十六条第一項の許可については、なお従前の例による。

（基準日による議決権者の確定に関する経過措置）

第百六十三条　改正後民事再生法第百七十二条の二第一項の規定は、改正後再生事件における基準日による議決権者の確定について適用し、改正前再生事件における基準日による議決権者の確定については、なお従前の例による。

（再生計画の認可又は不認可の決定に関する経過措置）

第百六十四条　改正後民事再生法第百七十四条第四項及び第五項並びに第二百二条第四項の規定は、改正後再生事件における再生計画の認可又は不認可の決定について適用し、改正前再生事件における再生計画の認可又は不認可の決定については、なお従前の例による。

（計画遂行が極めて困難となった場合の免責の決定に関する経過措置）

第百六十五条　改正後民事再生法第二百三十五条第三項及び第四項（これらの規定を改正後民事再生法第二百四十四条において準用する場合を含む。）の規定は、改正後再生事件における免責の決定について適用し、改正前再生事件における免責の決定については、なお従前の例による。

（再生計画案についての意見聴取に係る決定に関する経過措置）

第百六十六条　改正後民事再生法第二百四十条第二項の規定は、改正後再生事件における再生計画案についての意見聴取に係る決定について適用し、改正前再生事件における再生計画案についての意見聴取に係る決定については、なお従前の例による。

第三節　民事再生法の一部改正に伴う関係法律の整備

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第百六十七条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第四号中「第二百三十五条第六項」を「第二百三十五条第七項」に改める。

（農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第百六十八条　農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「第七項」を「第八項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第十六条第五項中「の規定」を「及び第十六条の二第一項の規定」に、「同項中「この法律（この法律において準用する他の法律を含む」を「同法第十六条第一項中「同じ」に、「この法律（この法律において準用する他の法律を含む」を「同じ」に、「」とする」を「（平成十二年法律第九十五号。同項において「再生特例法」という。）」と、同法第十六条の二第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び再生特例法」とする」に改める。

第三十七条第五項中「の規定」を「及び第十一条の二第一項の規定」に、「同項中「この法律（この法律において準用する他の法律を含む」を「同法第十一条第一項中「同じ」に、「この法律（この法律において準用する他の法律を含む」を「同じ」に、「」とする」を「（平成十二年法律第九十五号。同項において「再生特例法」という。）」と、同法第十一条の二第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び再生特例法」とする」に改める。

第十六章　外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部改正等

第一節　外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部改正

第百六十九条　外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第六条の二から第六条の五までを削る。

第十三条第二項中「謄写」を「謄写又は」に改め、「又は事件に関する事項の証明書の交付」を削り、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

4　利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、この法律又は第十五条において準用する民事訴訟法の規定に基づき裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（次項から第七項までを除き、以下単に「ファイル」という。）に記録された事項（以下この条及び次条第六項において「ファイル記録事項」という。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

5　利害関係人は、裁判所書記官に対し、ファイル記録事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

6　利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、ファイル記録事項の全部若しくは一部を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容がファイル記録事項と同一であることを証明したものを交付し、又はファイル記録事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容がファイル記録事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

7　利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、事件に関する事項を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

第十四条第一項中「この条」を「この項から第三項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

6　前各項の規定は、ファイル記録事項について準用する。この場合において、第一項中「謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」とあるのは、「複写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供」と読み替えるものとする。

第十五条を次のように改める。

（民事訴訟法の準用）

第十五条　特別の定めがある場合を除き、承認援助手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定を準用する。この場合において、同法第百三十二条の十一第一項第一号中「第五十四条第一項ただし書の許可を得て訴訟代理人となったものを除く」とあるのは「弁護士に限る」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条において準用する同法第二条」と読み替えるものとする。